

平成二十八年八月二十三日（火）

# 第四十二回荒川区都市計画審議会議事録

於・北庁舎一階

一〇一会議室

午後二時開会

○都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、これより第四十二回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は事務局をしております都市計画課長の松でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、皆様に御理解をいただきたいことがございます。荒川区では、クールビズを実施中のため、職員は軽装で執務をさせていただいております。この点、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会は、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきます。

本日の資料でございます。まず一つ目が「会議次第」でございます。二つ目でございますが、クリップどめでございますけれども、クリップどめを外していただきますと、厚いほうが「議案・資料」でございます。そして残りの部分が「参考資料」となっております。参考資料一、二、三というものでございます。御確認のほどをよろしくお願いいたします。お手元にごございますでしょうか。

なお、都市計画マスタープランと都市計画図も念のため御用意をさせていただきましたが、会議終了後に回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、佐藤副区長より御挨拶申し上げます。

○副区長 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には大変お忙しい中を御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回、委員の皆様には新たな二年の任期で本審議会の委員として就任していただくこととなります。

現在、荒川区では、安全・安心のまちを目指しまして、これまで七つの地区の地区計画を定めて取り組んでいるところでございます。その中で、風俗営業につきましても規制をしていたところでございますが、本日の審議会では、このたびの風営法の一部改正を踏まえた地区計画の変更について御審議をいただきました存じます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○都市計画課長　続きまして、本日は新しい委員の皆様によります最初の審議会でございますので、皆様への委嘱状の伝達から始めさせていただきます。

委嘱状の伝達につきましては、区長より各委員さん一人一人にお渡しするのが本来でございますが、席上配付をもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただきますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、平成二十八年六月一日から平成三十年五月三十一日までの二カ年となっております。

また、就任承諾書につきましては、住所、氏名を御記入いただき、会議終了後に回収をさせていただきます。

なお、お席の配置につきましては、左手のほうから時計回りにあいうえお順の席とさせていただきます。

それでは、ここで委員さんの紹介をさせていただきます。お手元の資料の一ページをご覧ください。新たな委員の皆様による名簿を構成順に記載させていただいております。

なお、紹介につきましては自己紹介をお願いいたします。

それでは、井ノ部委員様のほうから順に時計回りでよろしいでしょうか。

○委員 井ノ部と申します。よろしく申し上げます。

○委員 今井健子でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 東京商工会議所荒川支部から参りました熊井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 小池と申します。荒川区芸術文化振興財団（ACC）の理事長と荒川区の教育委員をやっております。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 小出と申します。今は一般財団の都市防災研究所の理事長をやっております。

○委員 荒川区連合町会長をしております斉賀でございます。よろしく申し上げます。

○委員 警視庁荒川警察署長の坂本でございます。よろしく申し上げます。

○委員 荒川区議会の菅谷です。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 同じく荒川区議会の竹内明浩です。よろしく申し上げます。

○委員 このたび新しく就任させていただきました棒谷と申します。よろしく申し上げます。

○委員 荒川区議会の保坂でございます。よろしく申し上げます。

○委員 細谷と申します。よろしく申し上げます。

○委員 東京都第六建設事務所長の松浦です。よろしくお願いいたします。四月から参りましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

○委員 三上雅之と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員 荒川消防署長の水口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 荒川区議会、茂木弘でございます。よろしく申し上げます。

○委員 東京都建築士事務所協会荒川支部長の山口です。よろしくお願いいたします。

○委員 荒川区議会の横山です。よろしくお願いいたします。

○委員 脇田弘です。区民委員です。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の幹事について紹介をさせていただきます。荒川区都市計画審議会条例第八条に基づきまして、区長より区職員の中から幹事を任命することとなっております。資料の二ページに名簿が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。会議次第第四の会長選出でございます。

先ほども申しましたが、本審議会は新しい委員の皆様によります第一回目の審議会でございますので、まだ本審議会の会長が決定していない状況でございます。

ここで、議案・資料三ページの荒川区都市計画審議会条例（抜粋）をご覧ください。同条例第五条の規定によりますと、会長は、学識経験者として委嘱された委員のうちから、委員の選挙によって定めるとな

っております。本来選挙によることとなっておりますが、委員の皆様からどなたか推薦をいただき、委員の皆様の同意を得られれば決定させていただければと思います。どなたか推薦をしていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。お願いいたします。

○委員 前回もお願いした小出さんがそのままやっていただければそれでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 小出委員のお名前が挙がりましたが…

〔拍手〕

○都市計画課長 ありがとうございます。それでは、小出委員、お引き受けただけですでしょうか。

○六番委員 やらせていただきます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 それでは、小出委員に会長を決定させていただきます。

この後は小出会長にお任せいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

御協力ありがとうございます。

○会長 大変な役割でございますが、やらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議案・資料の三ページを続けてご覧いただきたいんですが、荒川区都市計画審議会条例の第五条第三項に「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」となっております。したがいまして、この場で代理をしていたく方を私のほうから指名をさせていただきます。三上委員にお願いしたいと思いますですが、よろしゅうございますか。

〔拍手〕

○会長 それでは、三上委員にこちらのほうに来ていただいて御挨拶をお願いしたいと思います。

○会長職務代理 委員長に今御指名いただきました職務代理者でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 年をとってくるともしもというのが非常に多い、可能性がありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、傍聴者がないということでございますが、審議会条例の施行規則第五条に会議の公開ということが定めてありますが、今日は傍聴を希望する方がいらっしやいませんで、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、会議次第第五の議事に進みたいと思います。

今回御審議いただく議題は、風営法等の一部改正がされたために、区内の七地区の地区計画の変更を行うものでございます。

それでは、初めに都市計画課長より本案件について説明をしていただいて、その後、質問を含め審議に入りたいと思います。

それでは、都市計画課長、説明をお願いします。

○都市計画課長 本案件の説明をさせていただきます。

本日諮問させていただきまますのは、七件の都市計画の変更でございます。

議案・資料の四ページをご覧ください。付議いたしました都市計画は、東京都市計画地区計画日暮里駅前周辺地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画三河島駅前南地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画南千住一・荒川一丁目地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画荒川五・六丁目地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画荒川二・四・七丁目地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画町屋二・三・四丁目地区地区計画の変更、東京都市計画地区計画尾久中央地区地区計画の変更の七件で、いずれも荒川区が決定する都市計画でございます。区として都市計画の変更を行いたいと考えておりますので、都市計画法に基づき当申議会にお諮りいたしまして御審議いただくものでございます。

今回の変更については、通称風営法と呼ばれております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正を伴うものでございます。地区計画では、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限において、風営法第二条に基づく風俗営業や性風俗営業等の規制をしております。平成二十八年六月二十三日に風営法の一部が改正され、風俗営業については客にダンスをさせる営業の一部が風俗営業から除外される等の変更がされ、性風俗営業等については項ずれが生じました。これらに対応するために、区内七地区の地区計画の変更を行うものでございます。

それでは、参考資料の一をご覧ください。荒川区内の地区計画策定区域の一覧でございます。こちらのA4の横のものでございます。

全部で八地区ございますか、南千住北部地区については、区決定ではなく、東京都決定事項となっておりますので、今回は残りの七地区の変更について御審議いただくこととなります。



荒川区の南側に位置しております日暮里駅前周辺地区及び三河島駅前南地区の二地区については、市街地再開発事業に伴い定めている地区計画になります。用途の制限として、風俗営業及び性風俗営業の一部を規制しております。制限内容に変更がございますので、事前に地区内の方々とは協議をさせていただき、変更案を作成しております。

他の五地区につきましては、密集住宅市街地整備促進事業に伴い定めている地区計画であり、用途の制限としては、性風俗営業及び接客業務受託営業を規制しており、風俗営業は規制しておりません。したがって、規制内容の変更はなく、条文の項ずれに対応する変更となります。

続きまして、風営法改正の概要でございます。風営法は今から七十年程度前に施行されました、当時はダンスが風俗上の問題を生じさせるおそれがあるとしてダンス営業を規制しておりました。これが現在となりまして、国民の意識の変化等もあり、時代に合っていないということで、今回改正が行われました。

参考資料三をご覧ください。A3判の横のものでございます。性風俗営業及び接客業務受託営業については変更がありませんので、変更のある風俗営業にかかわる部分のみ図式化しておりますのでございます。図の左側が改正前、右側が改正後をあらわしています。

主な変更は二点となります。

一点目といたしましては、風俗営業の第四号営業であった客にダンスをさせるダンスホール等の営業が風俗営業の対象外となりました。

二点目といたしましては、風俗営業の三号営業でありました客にダンスをさせ、かつ飲食をさせるナイ

トクラブ等の営業につきましては、店内が一定の明るさを確保している場合、風俗営業の対象外となりません。

そして、風俗営業の場合には営業時間が原則午前〇時まで、営業時間延長許容区域については午前一時までと規制されていますが、ナイトクラブ等については、一部地域においては、特定遊興飲食店営業として公安委員会の許可をとれば午前五時まで営業が可能となりました。

日暮里駅前周辺地区及び三河島駅前南地区については、風営法上は特定遊興飲食店営業が可能となる地域になり、その他の五地区については地域外となっております。

なお、地区計画における用途の制限ですが、図の両脇に日暮里駅前周辺地区地区計画及び三河島駅前南地区地区計画における規制範囲を記載しております。日暮里駅前周辺地区地区計画におきましては、従来は風俗営業のうち一号から六号までを規制しておりました。三河島駅前南地区地区計画においては、従来は風俗営業のうち一号から七号までを規制しておりました。法改正後は、いずれもそのうちダンスホールを規制対象外にしまして、その他の用途は従来どおりに規制していきたくと考えております。

続きまして、七地区の地区計画の計画書変更内容について御説明いたします。計画書の変更案を説明資料の五ページ以降にとじておりますけれども、変更が部分的なものとなりますので、参考資料二のほうで変更部分のみ抜粋した新旧対照表を作成しております。こちらの参考資料二のほうで御説明をさせていただきます。

まず、日暮里駅前周辺地区地区計画でございます。建築物等の用途の制限については、風俗営業第一号

から第三号までに変更し、特定遊興飲食店営業を規制する旨を追記しております。そして、法改正前は風俗営業であったナイトクラブについても引き続き規制する内容としていきます。また、今回の変更に合わせて、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について、平成二十三年度に制定しております荒川区景観計画と整合をとった表現に修正をしたいと思いますと考えております。

続きまして、下段にあります三河島駅前南地区地区計画でございます。建築物の用途制限につきましては、風俗営業第一号から第四号までに変更し、特定遊興飲食店営業を規制する旨を追記しております。そして、法改正前は風俗営業であったナイトクラブについても引き続き規制をする内容としていきます。また、日暮里駅前周辺地区と同様に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について、荒川区景観計画と整合をとった表現に修正をしたいと思いますと考えております。

続きまして、二ページ上段でございます。南千住一・荒川一丁目地区地区計画でございます。建築物の用途制限につきましては、接客業務受託営業について、風営法の条文が第十一項から第十三項に変更になりましたので、それに対応する形で変更しております。また、壁面位置の制限については、他の地区計画と表現が異なっている部分がございますので、統一するために「計画図表示」を「主要生活道路」に修正したいと考えております。建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限についても、他の地区計画と表現を合わせるため、微修正を加えたいと考えております。

続きまして、荒川五・六丁目地区地区計画でございます。建築物等の用途の制限については、南千住一・荒川一丁目地区と同様に、接客業務受託営業についての項ずれに対応する形で変更しております。ま

た、建築物の敷地面積の最低限度においては、地区計画を定めてから六十平米未満に敷地分割をしてはならないといった制限をしておりますが、地区計画変更時ではなく、当初策定時が基準であることがわかるよう、策定時の告示日を追記しております。さらに、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について、荒川区景観計画と整合をとった表現に修正をしたいと考えております。

続きまして、三ページでございます。三ページ上段、荒川二・四・七丁目地区地区計画でございます。建築物等の用途の制限について、他地区と同様に、接客業務受託営業についての項ずれに対応する形で変更しております。

続きまして、町屋二・三・四丁目地区地区計画でございます。建築物等の用途の制限については、他地区と同様の変更でございます。また、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度については、荒川五・六丁目地区と同様に、当初策定時の告示日を追記しております。

最後になりますが、四ページの尾久中央地区地区計画でございます。建築物等の用途制限につきましては、他地区と同様の変更でございます。また、建築物の敷地面積の最低限度について、当初策定時の告示日を追記しております。

議案・資料の四ページ目にお戻りください。三番のこれまでの経緯でございます。

日暮里駅前周辺地区地区計画及び三河島駅前南地区地区計画については、風営法改正内容が規制内容に影響するものであったため、事前に説明会を開催しております。両地区とも地区内には再開発で建設されたマンションしかないことから、マンションの理事会において説明をしております。本日の案については、

その際にいただいた意見を反映させたものとしております。

また、東京都知事協議については、七月十二日付で完了しております。

都市計画の案の公告・縦覧については、八月一日から八月十五日までの二週間実施しており、意見書は提出されておられません。

議案の説明は以上となります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問、あるいは御意見ございますか。

○会長職務代理 いただいた資料では、風俗営業から除外されるもの、四号営業で「ダンスホール等」と、「等」というものがついていっているんですけども、この「等」の中にはダンスホール以外どんなものが含まれるか、ちよつと教えていただけますか。

○都市計画課長 ダンスホールとはということですが、男女がペアになって踊る場合に限定されるものとしておりました、ダンススクール等については、ダンスを正規に教授する能力を有する者が教授する場合を除くとされていたものがございます。ですので、ダンスホール等、一般的に自由に踊るホールというところが想定されたのかなというところと解釈はしております。

○会長職務代理 そうすると、ダンスホール、ただ一般的に踊るホール以外にレッスンさせるということを「等」の中に入れているというふうに解釈していいんですかね。

○都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。

○会長職務代理 わかりました。よくわかりました。

それともう一つだけ、当然だと思えますけれども、四ページに、これまでの経緯のところ、何回か、かなり頻繁に説明会を開いておられますけれども、ここでの地元の意向というのは今回完全に改正案に示された内容ということでもよろしいんでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。再開発のエリアにつきましては、再開発の建物しかないというところで、その建物の管理組合の理事の皆様にご説明をさせていただきました。その中での御意見では、今回風営法が変わるに当たって、規制の内容を変えるのではなく、従来どおりの規制にしてほしいということがほとんどが御意見でございましたので、その内容を反映させていただいているものでございます。

○会長職務代理 よくわかりました。

○会長 そのほか、ございませんか。

○五番委員 ちよつと確認的な質問なんですけれども、日暮里駅と、それから三河島駅周辺については、新しい風営法の許可を得ると、今まで午前一時、あるいは午前〇時まで営業可能だったのが午前五時までに変更になると。要するに時間の変更のみにとどまるというふうに理解していいのかどうか、それが第一点。

それから第二点は、それ以外の五つの地域については、引用する条例の番号が異なっているので番号を整合するものにしたということと、それから告示日を明記したということ、実態的な変更はこの五つの地域についてはないというふうに理解していいのかどうか、その点、ちよつと確認的な質問です。

○都市計画課長 後段の部分でございますけれども、実態的な変更はないという御理解でいただいで結構でございます。

それからもう一つは、再開発エリアにつきましては、まずこの参考資料の三なんですけれども、風営法自体の変更によりまして、今までは午前〇時を過ぎた営業というものではできなかったものが、特定遊興飲食店営業というものの許可をとれば、それ以降の営業もできるようになったという変更、これが風営法の変更でございます。それに対応する形でこちらのほうの地区計画も変更するんですが、以前からこういったダンスをする、また酒類を提供する――飲食を提供するですね。そういったものが規制をされていまして。この地区では建築物としては建たないというものでございましたので、それと同様に、今回風営法が変わりまして、この特定遊興に当たるものは規制をして、建築物としては建たないということでございます。規制の内容としては、先ほどのダンスホールは規制の対象外になりましたけれども、それ以外については従来と同様と御理解いただければと存じます。

○会長 ちょっと何か内容が少し微妙なところがあってわかりづらいかもしれませんが、いかがでしょうか、そのほか。

○十九番委員 いろいろわからないこともありますが、規制対象外になったのはダンスホールで、これはいろいろな経緯があるということとは私も承知をしておりますし、時代の流れというか、当たり前といえども、当たり前前の話になってくるだろう。

ちょっと微妙なのが、特定遊興飲食店営業というところで、公安委員会の許可なんですけれども、ここ

に入っている、例えば十ルクスを超えたとか、深夜、この枠で許可するかしないかというのは、これは今回は地区計画で住民の皆さんが合意をしてやる。それ以外で許可、不許可というのは何か基準というのはあるんですかね。どこが、これ、公安委員会が決めてしまう。それは、これをクリアしたらマルで、これがバツとかって、そういうのはあるんですかね。それとも、それは一定の恣意的な判断も含めて許されていくものなのか、ちよつとその辺は確認をしておきたいと思います。法律上もこんなふうなのが出てきましたので、決して今後ないことではないんだろつと思つたので、ちよつと確認をしておきたいなと。

○都市計画課長 風営法の特定遊興飲食店営業につきましては、公安委員会の許可というものが必要になるとついうものがございます。それは風営法上のものでございますので、公安委員会の許可が必要になると。私どもが調べたところによりますと、その許可に当たつては、例えば部屋の広さですとか、見通しができるとか、照度がどれぐらいあるかという、そういつたいろいろな構造上の要件等ですね、そういつたものがありませんで、そういつたものを勘案して公安委員会のほうで許可を出す出さないを決めるとついうふう聞いてございます。

○会長 その許可を出すときの条件とこの地区計画との関係はどうついうふうに理解すればいいんですか。

○都市計画課長 公安委員会さんのほうでは、風営法のほうで許可を出すかどうかと。一方で、この地区計画のほうは、この地区のルールとして、このエリアの中にそういつたものが建てられるかどうか。今回に關しましては再開発のエリアですので、新しい建物がそこに建つとついうのは、相当後になれば考えられないこともないんですけれども、現在、新しい高層ビルが建つておりますので、そこで例えば用途変更が



あるかどうかというようなことが当面のものになってくるかなというふうに思います。

ですので、公安委員会さんのほうが許可を出すに当たっては、こういった申請が出ているというのが建築指導課のほうに書類が来るというふうにお聞きをしてございます。その中で連携をとりながらお話をさせていただきたいと思えますけれども、公安委員会さんの許可と基本的に私どもの指導というのはちよつと別の次元になってくるかなというところでございます。

○会長 実際的には、今の現状では管理組合の自主規制というのが一番強い力になるということでございますか。

○都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。再開発エリアにおきましては管理組合がございまして、その管理組合の規約の中でこういった営業をさせないという、そういう規約になってございます。ですので、事実上はそこで営業はできないということになるかと存じます。

○会長 そういう意味で、建物を建てる建てないというときには力が出るんだけど、今ある現在の建物の中で営業するかしないかというのは、これはかなり微妙な、夜中になってやっているかとか、明るさを変えてやっているとかいう非常に微妙な問題なので、多分そのマンションなり建物の管理組合が非常に厳しくチェックをしないと実質的な効果は出ないんじゃないかというふうに思います。ただ、それはまたちよつと別の問題かもしれません。

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。基本的にはそんなに実質的に変わるものではなくて、今までのものをそのまま継続したいということの中で法律の変更に伴って合わせているというこ

とだと思いますが、よろしゅうございますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○会長 それでは、反対意見はございませんので、承認をしていただいたということで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、その次に、その他でございますが、次回の審議会の予定でございます。説明していただけますか。

○都市計画課長 それでは、次回の予定につきましてでございますが、次回の審議会、現在のところ未定でございます。詳しい日程については改めて御連絡をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

風営法そのものが戦後のどさくさの中で独立と絡めて警察権力が取り締まっていくところの一つのきっかけになったもので、キャバレー営業が出てきて、その中でダンスというものがあって、その陰に隠れているいろいろな悪いこと、賭博であるとか、そんなこととの関連でやってきて、それになかなか手が出ないというところから出てきたんですね。それと絡めて当然戦勝国との関係で土地の問題も含めていろいろなものが入っていて、それから、その次はパチンコですね、というふうにして発展していった経緯があって、それが七十年たって、今どき男と女が二人合わせてダンスを踊るなんていうのは社交ダンス以外にはほとんどあり得なくて、だから、ダンスそのものの概念も変わってきた中で、こういうふうにして少し緩め

るということになってきたので、それだけ少し日本も平和になっているということの象徴かもしれません。でも、別のほうでもう少し取り締まりを厳しくしていくという、少し方向転換なんだと思いますが。そういう意味で、これを見るだけでも日本の七十年の歴史が何か見えるんじゃないかというふうに思っていて、なかなかおもしろそうな問題があります。まあ、余談でございますが。

それでは、どうもありがとうございました。何か特に……。

○五番委員 本日の議題とは直接関係ないんですけども、私、ふだんから考えている、日暮里駅の周辺について今後どうするかということについて、区役所をはじめ区議会でいろいろ知恵、悪知恵を出していただきたいということで、二点ございます。

第一点は、成田からの玄関口で、確かにスカイライナーで三十六分で着くんですけど、しかし、日暮里駅でおられる人がゼロなんです。それはなぜかというところ、日暮里駅でおられる理由がないから、みんな乗りかえるだけで、全然日暮里駅で、一番近い玄関口だけれども、おりない。

それで、日暮里駅の周辺に何かおられるべき理由をつくる必要がある。

その理由とは、例えば一つの例ですけれども、一つは、東京、あるいは日本の観光案内所みたいなものを一つのアイデアとして考える。そこに行くときスケジュールづくりができる、切符を買い、チケットを買い、それからホテルの予約ができるというような、東京、日本の観光について、あそこに行ったらわかる、そうするとおられる理由の一つになる。

それからもう一つは、日暮里、織維街を控えておりますけれども、織維街に行く人たちというのは、行

く店の目標というのははっきりしているんですね。ところが、日本のファッション、あるいは東京のファッション、それも日暮里周辺だけじゃなくて銀座、あるいは表参道のブティック店についてのインフォメーションというのがあそこに行ったら全てわかるという、そういう人を集める、おりに値するようないポットを考える。

それからもう一つは、そのためにロッカールームをきちんと整備する。東京駅、新宿駅というのはロッカールームが駅の中にきちんと整備されているんですね。あれと同じようなロッカールームの整備をあわせてやる。

こういうような、日暮里駅に人をおろすための工夫を考えていただきたい。これが第一点。

それから第二点は、日暮里駅の北口は確かにバリアフリーになって、エレベーター、あるいはエスカレーターがあり、それから舍人ライナーに行くのも極めて便利にできています。ところが、南口のほうは、これはもう全く手おくれになっている。南口の整備というものを真剣に考える必要がある。

それで、南口については二つあるんですけども、一つは、線路をまたぐ、山手線や、それから新幹線を含めて南口へ渡る、紅葉橋と言われていきますけれども、これは百億円くらいかかるし、十年以上時間がかかるんですよ。

それからもう一つは、北口と同じようにバリアフリー化、エレベーター、エスカレーターを早く設ける、これは約三十七億円かかって、四年くらいでできる。何とかオリンピックに間に合わせるような形で南口のバリアフリー化、特にエスカレーターですね、それをつくることによってあのあたりは随分変わってくる。

るんですね。だから、まずは南口のバリアフリー化から進めて、橋についてはもうちょっと長期計画で考える。

それから、こういうことについては、約三十七億円と言いますけれども、経費の負担の問題というのが出てくるわけですね。その経費を負担するとしたら、荒川区、東京都、もう一つ、JRがあるんですね。経費の負担について、荒川区が全部三十七億円負担する必要はないので、JRからいかに金をとってくるかという知恵を出し、悪知恵を出すということをぜひやっていただきたい。

この二点が私の提案でございます。コメントいただいてもいいし、あるいは皆さんに考えていただいてもいいんですけど、よろしく願います。

○会長 どうもありがとうございます。役所のほうから何かございますか。

○都市計画課長 まず第一点目の日暮里の件でございます。委員のほうからも御提案ありましたとおり、実は現在、区でも、今年の十月から、日暮里に観光案内所のブースを設けるということになってございます。ちょっと小さなものなんですけれども、まずはそれが一つのきっかけになるかなというふうに思っております。委員の御提案、その中でいろいろな情報発信ができるのではないかとのお話ございましたので、そういったことも含めて関係所管のほうにお話を伝えていきたいというふうに思っております。それが一点でございます。また、繊維街、それからロッカー等については、ちよつとどのような課題があるのか私どもも調べてみたいというふうに思っております。

二点目の南側でございます。委員のお話のとおり、南側には線路をまたぐ形で紅葉橋というのがかかっ

てございます。紅葉橋につきましては老朽化もしてしまして、実は区では二十六年度から二十七年度にか  
けまして、JR東日本と協定を結んで、健全度、また耐震性能の評価というのを行いました。その中で、  
委員のお話にもありましたとおり、かけかえには百十億、工期も十年かかると。また、かけかえでなくて  
改修をした場合、バリアフリーを実施して改修した場合にも、また三十七億、工期が四年半かかるとい  
う状況がわかってまいりました。私どももオリンピックまでにといい思いはあるんですが、そのお金の問題、  
それから工期が非常に長くかかるといふ問題で、なかなか厳しい状況だなというふうにご考えているところ  
でございます。今後、共同所有者でありますJR東日本、また紅葉橋を実際に利用しております京成電鉄  
株式会社と、今後の整備方針ですとか、また互いの役割について調整を図って、どういったことが一番い  
いのかというようなことを区としても検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

○会長 大変重要な課題をおっしゃっていただきました。もともと北口をつくるとき以前から南口の問題  
というのはあって、おっしゃるようにJRとの共同がなかなかうまくいかないという中でああいふ形にな  
ったような気がします。何せ難敵JRでございますので、JRといかに、JRからいかに金をふんだくる  
かというのは一つの知恵かもしれませぬ。そういう意味で、日暮里そのものは京成ライナーだけじゃな  
くて、例えば中国のグループは特にライナーには多分乗ってこない、多分バスで来るんだけど、というよ  
うなことで、必ずしも鉄道だけじゃなくてもいいんだけど、あの辺を何か玄関口として使うというのはい  
ろいろな方法があつて、総合的に考える必要があるんじゃないかと思ひます。北はかなり立派になつ  
ているけれども、南がやっぱりちよつと貧弱ですよね。やっぱりそれは全体として考える必要があるんじ

やないかなとは思っていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そのほか、ございますか。なければこれで終了ということですが、よろしゅうございますか。

「はい」と呼ぶ者あり」

○会長　　どうもありがとうございました。

午後二時四十五分閉会